

三木町農業委員会  
令和3年10月定例総会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

# 三木町農業委員会

## 令和3年10月 定例総会議事録

- ( 会 期 ) 1 日 間  
( 開 催 年 月 日 ) 令 和 3 年 10 月 19 日  
( 会 議 時 間 ) 14:30 ～ 16:45  
( 開 催 場 所 ) 三 木 町 防 災 セ ン タ ー  
( 3 階 ) 大 ホ ー ル  
( 議 題 ) 別 紙 の と お り

### 出席委員数 17名

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| 1番 松田 隆雄       | 11番 高重 浩二 (欠席)     |
| 2番 香西 茂知       | 12番 白井 敏雄          |
| 3番 古市 哲        | 13番 吉原 博           |
| 4番 藤澤 勇一       | 14番 中川 詰郎          |
| 5番 鎌倉 茂雄       | 15番 横山 良秀          |
| 6番 溝渕 常雄       | 16番 岡田 久           |
| 7番 川田 正憲       | 17番 鎌倉 守           |
| 8番 鈴木 勤        | 18番 溝渕 廣明 (会長職務代理) |
| 9番 小川 正則       | 19番 高尾 壽一 (会長)     |
| 10番 鎌倉 博之 (欠席) |                    |

### ( 事 務 局 )

- 1 平井元事務局長    2 横山賢一課長補佐    3 谷洋司主査    4 谷井直人主事

(別紙)

(1) 農地法関係 (別紙議案書のとおり)

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(4件)
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	(3件)
議案第3号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について	(1件)
議案第4号	非農地証明願について	(1件)
議案第5号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について	(第7号)
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について	(1件)
報告第1号	使用貸借返還通知について	(8件)

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) その他

事務局

10月の三木町農業委員会定例総会を開催致します。  
開会にあたりまして会長よりご挨拶をお願いします。

会長

只今より、定例総会を開会致します。

(挨拶)

今月は、農地法関係の議案と報告、香川県農業会議常設審議委員会審議報告についてです。

事務局

今月の定例総会をご案内申しあげたとおり、農地法関係議案と農用地利用集積計画等についてそれぞれご審議をお願いします。

その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会審議報告をお願い致します。

本日の出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので定例総会は成立しています。

定例総会議事録署名委員につきましては、白井敏雄委員と吉原博委員をお願い致します。

それでは、会長よろしくをお願いします。

会長

皆様の慎重審議をよろしくをお願いします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

番号1	申請地：大字池戸字下所 地目：田1筆 譲受理由：経営規模の拡大 譲渡理由：相手方の要望 権利の種類：所有権移転（売買）	1筆	324.00 m <sup>2</sup>
番号2	申請地：大字田中字砂古 地目：畑1筆 譲受理由：経営規模の拡大 譲渡理由：相手方の要望 権利の種類：所有権移転（売買）	1筆	303.00 m <sup>2</sup>
番号3	申請地：大字田中字南原・東石塚 大字朝倉字池尻 地目：田8筆、畑4筆 譲受理由：経営規模の拡大 譲渡理由：一括贈与 権利の種類：所有権移転（贈与）	12筆	8,113.00 m <sup>2</sup>
番号4	申請地：大字上高岡字池下 地目：田1筆 譲受理由：経営規模の拡大 譲渡理由：相手方の要望 権利の種類：所有権移転（売買）	2筆	720.00 m <sup>2</sup>

(補足説明)

(無し)

番号1について説明します。

当該議案は、経営規模の拡大という譲受人の要望により売買による所有権移転を行うものです。

番号2について説明します。

当該議案も、経営規模の拡大という譲受人の要望により売買による所有権移転を行うものです。

番号3について説明します。

当該議案は、親から子へ贈与による所有権移転を行うものです。

番号4について説明します。

当該議案は、経営規模の拡大という譲受人の要望により売買による所有権移転を行うものです。

以上になります。ご審議よろしく申し上げます。

会長

それでは、地区の担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

担当委員(4番)

議案第1号番号1は、耕作面積が下限面積(4,000㎡)を満たしていませんが、当該土地は「地先の人でないと有効利用できない。」という特例にあたります。その他問題となることは見受けられませんのでご審議お願いします。

担当委員(6番)

議案第1号番号2は、譲受人から要望があり売買するもので、見受けられませんでした。ご審議お願いします。

担当委員(18番)

議案第1号番号3は、いちご栽培をしている農家で子に贈与し経営規模の拡大を行うもので、問題となることは見受けられませんでした。ご審議お願いします。

担当委員(5番)

議案第1号番号4は、譲受人の要望で経営拡大を行うもので、併せて農道の整備を行うものです。問題となることは見受けられませんでした。ご審議お願いします。

会長

ありがとうございました。

各委員から何か質問はありますか。

19番委員

番号2の譲受人は87歳と高齢ですが、後継者はいるのですか。

事務局

譲受人の子から譲受人に要望があり、売買となったということです。

19番委員

番号4の譲受人も高齢ですが、同じようなことですか。

事務局

はい。併せて、県道に接する農道の整備も行うということです。

会長

他にご質問ありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

議案第2号と第3号は、まとめて説明をお願いします。

引き続き、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

番号1	申請地	: 大字氷上字下氷上	1筆	2,024㎡の内	385.00 ㎡
	地目	: 田1筆			
	現況	: 田1筆			
	転用目的	: 駐車場用地			
	権利の種類	: 賃貸借権設定			
	併用地	: ー			
	造成時期	: ー			
	備考	: 一時転用(令和4年2月28日まで)			
番号2	申請地	: 大字氷上字ツフロ木	2筆	1,120.00 ㎡	
	地目	: 田2筆			
	現況	: 田2筆			
	転用目的	: 車両置場			
	権利の種類	: 所有権移転(売買)			
	併用地	: 宅地(1,273.12㎡)			
	造成時期	: ー			
	備考	: ー			
番号3	申請地	: 大字井戸字公文明	1筆	86.00 ㎡	
	地目	: 田1筆			
	現況	: 宅地1筆			
	転用目的	: 宅地拡張			
	権利の種類	: 所有権移転(贈与)			

併用地：宅地 499.82㎡  
造成時期：平成21年頃  
備考：—

(補足説明)

議案第2号番号1は、賃借権を設定しようとするものであり、町の下水工事に付随して近隣住民の仮設駐車場として利用するため、工事の終了期間までです。

議案第2号番号2は、売買により所有権を移転しようとするものであり、転用目的は車両置場で、併用地と一体利用するものです。

議案第2号番号3は、贈与により所有権を移転しようとするものであり、転用目的は宅地拡張で、併用地と一体利用するものです。平成21年頃から造成されており、このたび無断転用を是正を図るものです。

会長

引き続き、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

番号1	申請地	： 大字池戸字大塚	1筆	809.00㎡
	地目	： 田1筆		
	現況	： 雑種地1筆		
	変更前計画	： 太陽光発電設備		
	変更後計画	： 太陽光発電設備、車庫		
	備考	： 令和3年1月18日許可		

(番号1の補足説明)

議案第3号番号1は、当該案件は、令和3年1月18日付けで転用許可を受けていましたが、計画の一部を太陽光発電設備から車庫用地として計画変更しようとするものです。

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

それでは、現地調査の担当委員から報告をお願いします。

担当委員（12番）

現地調査の報告を行います。

10月分の農地法関連の申請について、令和3年10月13日の午前9時から、第5条許可申請3件、第5条計画変更申請1件につきまして、高尾会長・吉原委員・私（白井委員）・事務局2名の計5名、及び担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員と共に現地調査を実施しました。現場では、申請区域の特定・隣接農地の状況・造成方法・排水方法等について、確認いたしました。

その中で問題となったのは、第5条申請番号3です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが始末書が添付されておりました。その他につきましては特に問題ありませんでした。

以上で現地調査の報告を終わります。

会長

それでは、地区の担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

担当委員（8番）

議案第2号番号1は、下水道工事で一時的に駐車場として使用するもので問題はないと思われます。

19番委員

付近の団地の人の仮駐車場ですか。

担当委員（8番）

下水道の工事用の駐車場です。

担当委員（14番）

議案第2号番号2は、中古車の展示場として使用するということで、周辺の人も同意しているため、問題ないと思います。

担当委員（3番）

議案第2号番号3は、譲受人の住宅として5条申請を行っていたのですが、その後、次の世代と同居するようになり、駐車場不足となり無断転用が発生したもようです。

始末書も添付されておりますので、ご審議をお願いします。

会長

事業計画変更も続けて説明をお願いします。

担当委員（4番）

令和3年1月18日に太陽光発電設備という計画で許可していますが、北側の一部を車庫にするという変更です。ご審議をお願いします。

会長

ありがとうございました。  
各委員から何か質問はありますか。

委員一同

（無し）

会長

議案第2・3号は、別に採決します。  
質問が無いようなので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

（挙手）

会長

満場一致で承認されました。

会長

次に議案第3号を採決します。



質問が無いようなので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

引き続き、議案第4号、非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号 非農地証明願について

番号1	申請地	: 大字井上字池上	1筆	59.00 m <sup>2</sup>
	地目	: 田1筆		
	現況	: 宅地1筆、農業用倉庫		
	非農地となつた日	: 平成10年3月15日		

(補足説明)

議案第4号番号1は、経営規模の拡大という譲受人の要望により売買による所有権移転を行うものです。

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

ありがとうございました。

各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、議案第4号 非農地証明願について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

それでは、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について  
(農用地利用集積計画について説明)

今月は、新規利用権設定5件・再設定4件・転貸6件で計15件になります。

どの案件につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

以上になります。

会長

ありがとうございました。  
各委員から何か質問はありますか。

6番委員

農地機構を通して塗地を貸借している借り手の事業者Aですが、一度農地機構に見に来ていただいて考えていただかないと近所迷惑となるので、そのあたりなんとかお願いしたいのですが。

4番委員

6番委員さんから先ほど話がありましたが、過去にもありました。  
最近はないのか、お聞きしようと思っていたところです。

6番委員

草がたくさん生えて、草の種と虫の巣になっていて、近所の人が困っています。

4番委員

農地を貸し借りするときは水管理等はどのようになっているのか、維持管理の状況は一般的にはどのようになっていますか。

14番委員

その問題の農地は、どこですか。

6番委員

田中の天枝です

14番委員

若松繊維の西ですか

6番委員

違います。川から西です。

同じ事業者Aですが、バイパスの横でとうもろこしを作付けしているところは草を刈って、その後また草が生えていますが、私の近くの農地はとうもろこしを作付けしていたのですが、草を刈らずに枯れて「ひえ」などがたくさん生えて近所に迷惑をかけている状態です。

14番委員

事業者Aとの契約が続行していることは確認していますか。農地機構に確認していますか。

6番委員

7月か8月の申請で許可にはなっているのですが。

14番委員

事業者Aに貸すなというわけではないのです。  
人数増やしていますよ、特に「上高岡」のエリアなどは。

8 番委員

道路の脇とか刈っているところは刈っているが、刈っていないところは刈っていない。

9 番委員

あぜの天場は借り手（事業者A）で、法面は貸し手（農地の所有者）が草を刈ることになっていたと思います。

14 番委員

9 番委員の言うとおりで。

4 番委員

管理区分ですね。貸借の契約のときに、きちんと話し合いをして契約すると思いますが、細かいところを詰めていないのでしょうか。

9 番委員

していないと思います。

歳がいくから草を刈れない。シルバー人材センターに委託すると費用がかかる。そういう問題がでてくるのですよ。

8 番委員

事業者Aは機械で草を刈るので、農地の際が刈れない、それが道路に広がり花粉がとびます。

4 番委員

そういう指摘があった場合、農業委員会としては現地調査を行い、対応をするということではできるのですか。

会長

情報を出してもらって、それを農地機構へ照会するという事はできます。

農地機構さんも、草刈りは両方で協力して行うというふうにはしていますが、9 番委員が言われたように、片方が高齢であるとそれもなかなかできない状況もあります。

3 番委員

農業委員会の定例総会で、こういう意見があるということで、農地機構さんに定例総会に出席していただいて、お聞きすることはできますか。

会長

定例総会の進め方もありますので、農業会議に確認して、できるだけそのような方向で進めたいと思います。

機会で刈るとコンクリート畦畔のそばが残ります。私も貸借契約のときに、際は借り手（所有者）が自分で刈ってくださいという契約としています。借り手が際も刈る場合は、もう少し作業費が必要となりますよと説明しています。

今回の件は確認します。

13 番委員

議案第5号番号13は、2.55㎡の田というのがありますが、ほんとにこのような面積の田があるのですか。おそらく（想像）ですが、全部の筆が1枚の田となっているのでしょうか。

会長

下高岡で借り受けた農地ですが、16筆に分かれていて16筆が1枚の田となっていました。これも含めて確認しておきます。

19番委員

利用権の設定をうける者で高齢の人がいます。  
いちごの人は存じ上げているから元気な人とわかりますが。  
議案第5号番号4の人は、少し体調をくずしていると聞いていますが。

3番委員

最近、息子さんと耕作されていると聞きました。

会長

議案第5号番号6は近所ですが特に元気です。80歳近くになっていろいろと心配はありますが元気です。

4番委員

議案第5号番号7・8の利用権の設定を受ける者は耕作しているのですか。  
参考にお聞きしたいと思います。

18番委員

田は、水使いしてそのままがいい。番号7は番号8の並びの田で、一緒に使っています。  
調整水田でおいていました。  
議案第5号番号10と12ですが、番号10は、1,176㎡の内1,076㎡なので100㎡は岸とか道となっているのですか。  
議案第5号番号12は、1,067㎡の内1,026㎡、469㎡の内450㎡、446㎡の内427㎡、となっているのは進入路にでもなっているのですか。

事務局

番号10は、農業用倉庫があり宅地の一部となる土地があるからで、番号12は、田の中に道があるため、このような面積が内数となる申請となっています。

会長

農道は土地の面積には含まれないので、私有地に私道をつけているということですか。

事務局

はい。

会長

他に質問はありますか。

委員一同

(無し)

質問が無いようなので、議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

引き続き、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について  
(農用地利用配分計画について説明)

今月は1件で、総設定面積5681㎡となっています。

どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

ありがとうございました。

各委員から何か質問はありますか。

18番委員

事業者Aの賃貸借料金は1万円だったのが無償となったんですね。

会長

無償となっていますね。

会長

他に質問はありますか。

委員一同

(無し)

質問が無いようなので、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号 使用貸借返還通知について

番号1	申請地	: 大字平木字蓮間	2筆	1,148.00㎡
	地目	: 田2筆		
	解約日	: 令和3年9月27日		
	解約事由	: 借り手の変更		

番号2	申請地：大字井上字西山田 字池下 地目：田4筆 解約日：令和3年10月31日 解約事由：借り手の変更	4筆	3,678.00 m <sup>2</sup>
番号3	申請地：大字池戸字四角寺 地目：田2筆 解約日：令和3年9月30日 解約事由：借り手の変更	2筆	1,937.00 m <sup>2</sup>
番号4	申請地：大字池戸字四角寺 地目：田1筆 解約日：令和3年9月30日 解約事由：農地法第3条申請のため	1筆	3,201.00 m <sup>2</sup>
番号5	申請地：大字上高岡字杉ノ木 字高原 地目：田7筆 解約日：令和3年10月5日 解約事由：借り手の変更	7筆	5,045.00 m <sup>2</sup>
番号6	申請地：大字上高岡字杉ノ木 地目：田1筆 解約日：令和3年10月5日 解約事由：健康不良のため	1筆	1,199.00 m <sup>2</sup>
番号7	申請地：大字井戸字高木 地目：田2筆 解約日：令和3年10月31日 解約事由：借り手の変更	2筆	1,733.00 m <sup>2</sup>
番号8	申請地：大字上高岡字三条 地目：田1筆 解約日：令和3年9月30日 解約事由：贈与のため	1筆	1,544.00 m <sup>2</sup>

(補足説明)

(無し)

会長

ありがとうございました。  
報告案件ですが、何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

報告第1号番号1・2・3は、解約事由が健康上の問題と聞いています。  
次のページにも健康の問題が気になるところでございます。  
報告事項は以上です。議案書については以上です。  
それでは、次第「(2)香川県農業会議常設審議委員会審議報告について」に移ります。  
(審議報告について説明)  
各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

ありがとうございました。  
それでは、次第「(3)その他」に移ります。  
「(3)その他」について、他に何かありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、これで定例総会を終了と致します。ありがとうございました。